

都における食品の安全に関する
リスクコミュニケーションの充実に向けた考え方

平成18年1月

食品安全審議会検討部会

目 次

はじめに	P.1
第1 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの必要性	
1 食品の安全確保の考え方	P.2
2 リスクコミュニケーションの目的	P.4
第2 リスクコミュニケーション推進における関係者の役割と課題	
1 国	P.7
2 自治体	P.7
3 事業者	P.8
4 消費者	P.8
5 マスメディア関係者	P.8
6 専門家	P.9
第3 リスクコミュニケーションの社会的な定着に向けて	
1 リスクコミュニケーションの現状	P.10
2 東京の地域特性とリスクコミュニケーションの推進	P.12
3 都が果たすべき役割	P.13
第4 リスクコミュニケーション定着に向けた都の取組	
1 都の食品安全確保施策に関するリスクコミュニケーションの推進	P.15
2 関係者によるリスクコミュニケーションの促進・支援	P.20
3 リスクコミュニケーション定着に向けた基盤整備	P.22
おわりに	P.23

はじめに

食品の安全に関するリスクコミュニケーションは、都民、事業者、行政、専門家などすべての関係者が双方向の対話を通じて意見や情報を交換し、社会全体として安全に関する情報を共有して、信頼関係を醸成しながら相互協力によりリスクを低減、制御していこうという過程であり、今日、食品の安全・安心を確保するうえにおいて不可欠な要素となっている。

東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）は、平成 17 年 6 月 28 日、「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」について知事から諮問された。

これを受け、審議会では、諮問事項の効率的・専門的な見地から検討を行うため検討部会での検討を決定した。

検討部会においては、リスク管理を担う行政機関としての東京都（以下「都」という。）が既に実施しているリスクコミュニケーションの現状を踏まえ、東京の地域特性を考慮しながら、都におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方について検討を進めてきた。

また、平成 17 年 10 月 25 日に審議会で取りまとめた「中間のまとめ」に対する都民や事業者からの意見のほか、平成 17 年 11 月 8 日の第 4 回検討部会において開催された「意見を聴く会」で表明された意見を参考としながらさらに検討を重ねてきた。

こうした経緯を踏まえ、今後、都が食品の安全に関するリスクコミュニケーションを行うあたり、その充実に向けた考え方を整理し、取りまとめたので審議会へ報告する。

第1 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの必要性

1 食品の安全確保の考え方

(1) 「安全」に対する考え方の変遷

これまで、食品の安全性は絶対でなければならないと考えられ、人の健康に少しでも悪い影響を及ぼす可能性があるものは、危険な食品であると単純に判断されることが多く見受けられてきた。

このため、悪影響の可能性について情報を提供することは「いたずらに不安を起させること」あるいは「面倒なこと」と捉えられ、情報を隠して過剰に安全性を強調する風潮が助長されることもあった。

また、一方では、化学物質などについて、健康への影響が生じることのない極めてわずかな量を含む可能性があっても「有害ではないか」との誤解が生じることもあり、実際よりも過大にその危険性が流布されることもあった。

食品を安全か危険かの2分法的な考え方で判断することについては、結果として、食品の安全に係る不測の事態への迅速な対応が困難となったり、あるいは、過度な食品の買い控えが起るなど、健康被害の発生のみならず、社会的、経済的な損失をもたらす要因となってきた。

こうしたことから現在では、食品の安全を単にシロ・クロで判断するのではなく、その安全に絶対はないということを前提に、食品が及ぼす健康への悪影響の程度や性質、さらにその発生する確率を科学的に評価しようとしている。

さらに、その結果をもとに広く関係者が情報を共有しながら、その可能性をなるべく小さくなるような取組を行い、被害を未然に防止することに重点が置いた「安全確保」の考え方が基本となっている。

なお、健康への悪影響の程度とそれを受ける確率を「リスク」と呼び、このリスクの大きさを科学的に予測することを「リスク評価」、その結果を基にしてリスクをなるべく小さくするための対策を実施することを「リスク管理」と呼んでいる。(P.4 参考参照)

(2) リスクコミュニケーションとは

食品の安全を確保するためのリスク評価は科学者が行い、リスク管理は行政機関が中心となって実施される。しかし、こうした取組によって一定の安全が確保されても、直ちに消費者が安心を得られるとは限らない。

消費者をはじめあらゆる関係者が、リスクの概念を理解し、リスクは決してゼロにはならないが、その影響の可能性は確実に低減、制御されていることが分かり、実感されることが必要である。

このため、行政や事業者による安全対策が実施されるだけでなく、何が問題なのか、それを解決するためにどのような取組が行われているのかといった情報が関係者へ十分に発信され、安全確保に向けた取組の現状について理解を深めていかなることが必要である。

さらに、食品の安全を確保するために消費者や事業者など多くの関係者が意見を出し合い、お互いの考え方を理解し、リスクをできる限り低減する取組へ相互に協力していくことが重要である。

このように食品の安全確保に関する理解と協力を進めるうえで、関係者が相互に様々な情報や意見を交換する過程が「リスクコミュニケーション」である。

リスクコミュニケーションは、安全対策を効果的に進めるうえで欠かすことのできない手段であることから、リスク評価、リスク管理とともに食品のリスクを最小限にするための枠組みである「リスク分析」の重要な構成要素の一つとして位置づけられている。

(3) これからの食品の安全確保とリスクコミュニケーション

リスク分析の考え方は、食品のリスクを低減・制御するうえで有効な方法であることから、国際食品規格の作成などを行っている FAO / WHO 合同食品規格委員会（Codex 委員会）により導入が奨励されるなど、食品の安全を確保するうえで国際的に共通の考え方となっている。

わが国においても、平成 15 年 5 月、食品安全基本法が制定され、食品の安全確保を進めるうえでリスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの実施が明確に位置づけられ、体系的な取組が進められている。

リスク評価は、学識経験者で構成される内閣府の食品安全委員会が行い、リスク管理は関係省庁や都道府県など行政機関が中心となって実施され、それぞれの機関によりリスク評価やリスク管理に係わるリスクコミュニケーションの取組が始められている。

リスクコミュニケーションは、特殊な技法や手法が必要なものではなく、これまでも意見交換会などの形式により取り組まれてきたものである。

しかし、これまでのように事業に関する単なる説明や説得だけではなく、

危険性とは異なる“リスク”という新しい概念を浸透させること

リスクに関する情報だけでなく、関係者と疑問や意見のやり取りを通じて、関係者相互の理解を深めていくこと

食品の安全確保の取組について、あらゆる関係者が参加して意見を出し合い、納得して意思決定を行い、相互に協力を図っていくことなどにより、社会全体としてリスクを低減、制御していこうとするものである。

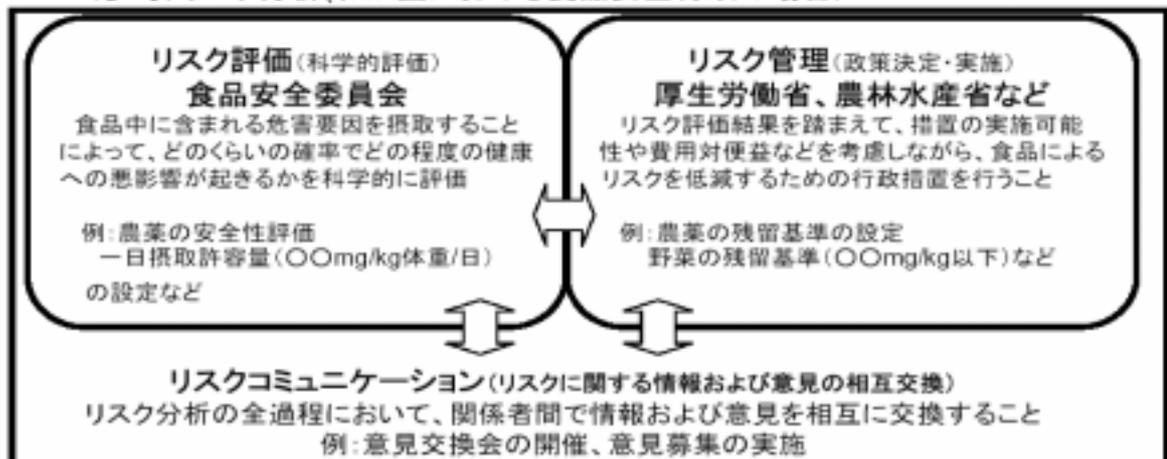
こうした点で、リスクコミュニケーションは食品の安全を確保するうえで新たな取組であり、その重要性は今後ますます高まっていくものと思われる。

参考：【リスク分析とは】(内閣府食品安全委員会ホームページの「用語集」より)

食品の安全性に関するリスク分析とは、食品中に含まれるハザード(危害発生の原因となる物質・要因)を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、またはそのリスクを最小限にするための枠組みをいう。

リスク分析はリスク評価、リスク管理およびリスクコミュニケーションの三つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うことによって、リスク分析はよりよい成果が得られる。

(参考)リスク分析(わが国における食品安全行政の場合)



2 リスクコミュニケーションの目的

(1) 「安全」と「安心」の乖離

現在、行政機関が食品の安全確保に向けたリスク管理を行うにあたっては、リスク評価など科学的な知見を踏まえ、対象とする食品の有用性、対策の経済性や、さらに技術的に可能な検査方法などを勘案しながらできる限りリスクを低減し、科学的に許容されるレベルを「安全」として確保しようとしている。

一方で、リスクを受容し、「安心」と感じる根拠は、消費者、事業者、専門家

などそれぞれの立場、情報量、個人の考え方などにより大きく異なることがある。

また、食品のリスクには、科学的に明らかとなっていないものもあり、こうしたものに対して関係者が不安と感ずることもある。

食品の安全についての受け留め方は、関係者により様々な違いがあるが、こうした違いは相互の誤解や不信を生じ、前述のとおり情報を隠したり、過剰に安全を強調する原因ともなり、結果として事故等が発生したときの社会的・経済的な損失を大きくしてしまう可能性がある。

食品の安全確保は、行政機関や事業者だけで達成できるものではなく、消費者も含めたあらゆる関係者の協力が必要であり、このためその対策にあたっては、様々な関係者の「安心」へとつなげていけるような取組を目指していく必要がある。

(2) リスクコミュニケーションの役割

食品の安全確保に向けた取組が、関係者の安心へとつながっていくためには、まず、食品のリスクに関する情報を正しく伝えていくことにより、関係者のリスクに対する理解と関心を高めるとともに、取組に対する透明性・信頼性を確保していくことが必要である。

また、情報を伝えるだけでなく、消費者や事業者などの関係者と情報・意見を交換して、情報を共有し、それぞれの考え方の違いについて理解を深めていくことにより、情報提供や意見交換の重要性について関係者の意識改革につなげていくことも重要である。

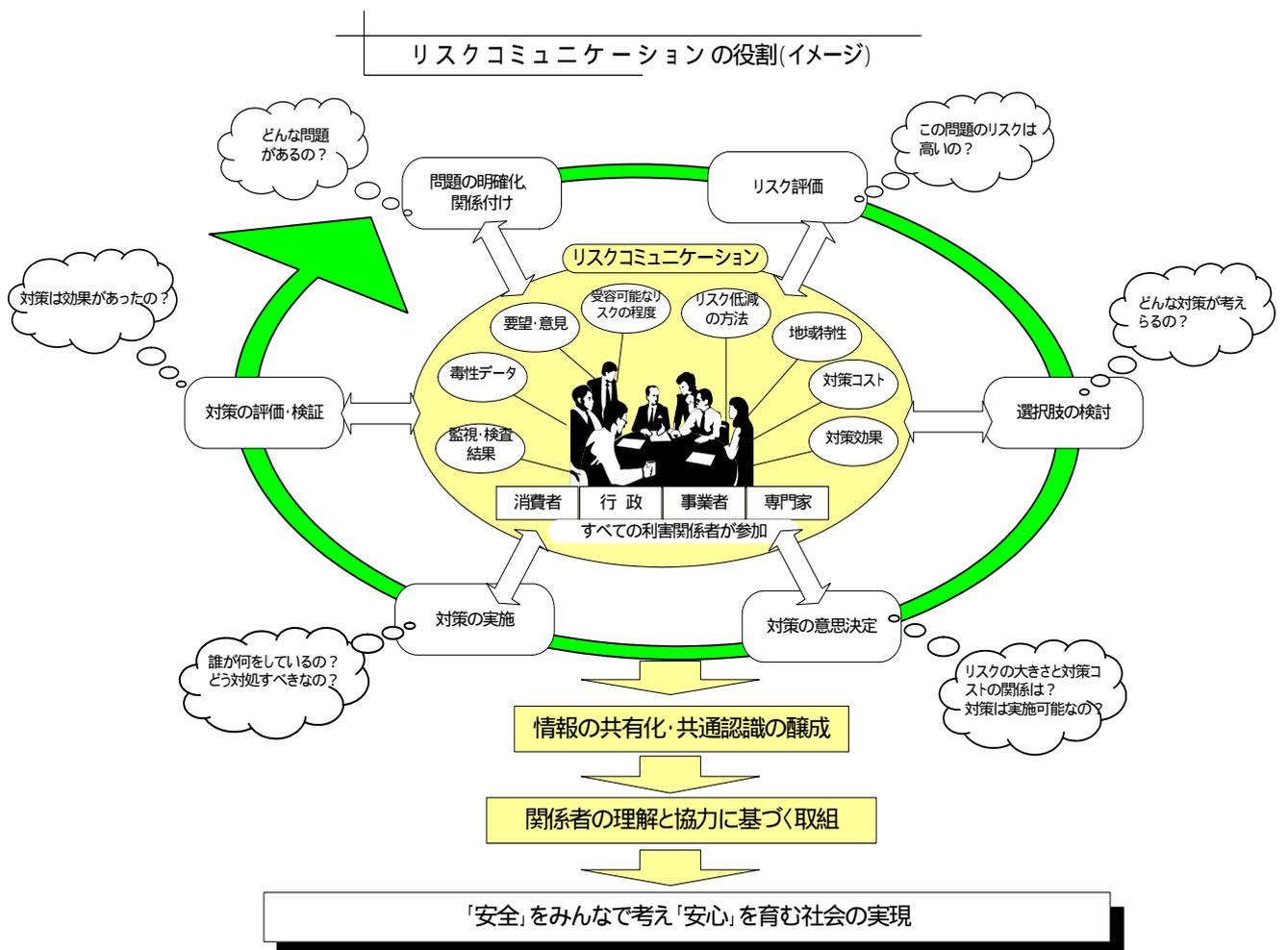
そのうえで、リスクを低減・制御するためには、どのような方法があるのかを関係者と共に考え、話し合って決めていくことにより、相互の信頼関係を築き、互いの協力のもとに効果的にリスク低減を図っていくことが求められている。

このように、関係者が相互に食品の安全に関する情報や意見等の交換を図っていくことが「リスクコミュニケーション」であり、行政機関が食品の安全・安心確保を図っていくうえにおいて、その対策の検討、決定、実施、検証といった各過程で、こうした「リスクコミュニケーション」の実施が不可欠となっている。

また、リスクコミュニケーションは、行政による対策を進めるうえで必要とされるだけでなく、リスクコミュニケーションを通じて、事業者が情報開示や

自主管理の重要性を認識して積極的な取組を進めるきっかけとなったり、都民が食品のリスクについて正しく理解できる機会ともなり得る。

リスクコミュニケーションの役割は、社会全体としてリスクを低減する協働関係を構築し、事業者による自主的な衛生管理を向上させ、リスク管理を効率的に進め、消費者の合理的な食品選択を進めるなど、食品による健康への悪影響と社会的な混乱を未然に防止していくことにあり、都においても、この充実を図ることを通じて、食品の「安全」をみんなで考え「安心」を育む社会の実現を図っていかなければならない。



第2 リスクコミュニケーション推進における関係者の役割と課題

リスクコミュニケーションを進めるに当たっては、関係者への情報提供を行い、食品の安全に関する理解と知識を深め、関係者が意見を述べられる仕組みや機会を設けるなど、情報の送り手の取組が必要である。

また、こうした取組が食品の安全確保において機能するためには、情報を社会全体で共有することによりリスクが制御できるというリスクコミュニケーションの考え方を情報の受け手である関係者も理解し、多くの人々が積極的に取組に参加して、意思の疎通を図っていくことが重要である。

食品の安全確保においては、様々な機関や人が関与するが、それぞれの関係者は、食品の安全を確保するうえで自らの役割があることを認識し、リスクコミュニケーションへの積極的な参加・推進を図ることが必要である。

1 国

内閣府の食品安全委員会が行うリスク評価（食品健康影響評価）は、わが国の食品安全確保の基礎となるものであり、この評価の過程、結果、理由、背景などについて、広く関係者と適切な情報・意見の交換を図ることは、国の重要な役割のひとつである。

また、わが国の食品の安全に関する状況について、広く情報の収集、整理を行い、現在問題となっていることなどを分かりやすく説明するとともに、リスク評価を踏まえた各省庁の取組について、関係者の理解と協力が得られるよう意見交換会を開催するなど、国のリスク管理について透明性を確保することが重要である。さらに、全国で統一的な対応が図られるよう、自治体との意思の疎通を十分に図っていくことが必要である。

2 自治体

自治体は、その地域におけるリスク管理機関として、法の規定や国との役割分担を踏まえ、地域の実情に即した具体的な取組について関係者の理解と協力が得られるようリスクコミュニケーションを進めることが求められている。

そのためには、地域における食品の安全に関する情報を提供することや、関係者と連携を図りながらリスクコミュニケーションの機会を設けたり、積極的な参加を図りながら、地域での対策などについて意見交換を行い、関係者との相互理

解や信頼関係の醸成を促進することが必要である。

さらに、地域での監視や調査などにより探知した食品の安全に関する問題について、国や他の自治体と情報の共有化を図りながら、その解決に向けた方策を提案していくなど他の機関との連携を進めていくことも重要である。

3 事業者

食品関係事業者は、事業活動に際して社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を有しており、食品の安全を確保するうえでも一義的な責任者である。

このため、事業者は自らが取扱う食品の安全について事実に則した正確かつ迅速な情報提供を行うとともに、自らリスクコミュニケーションの機会を設けていくことが求められており、これに向けた組織、人材の確保や、具体的な手段の工夫などを進めていくことが重要である。

4 消費者

消費者は、食品の提供を受け、それを選択し、取り扱い消費する立場から食品の安全を確保するうえで重要な当事者である。このため、食品の安全に関して積極的に情報を収集し、自ら食品の安全について考えられる力を身につけていくことが必要である。

さらに、行政機関や事業者が行う意見交換の機会を捉えて積極的に参加し、意見を表明していくことが重要である。

5 マスメディア関係者

マスメディアは、多くの関係者が情報源として活用する情報媒体であり、食品の安全を理解するうえでの影響は大きく、リスクコミュニケーションにおける役割は重要である。

このため、行政や事業者から提供された情報や、あるいは自ら取材した内容について、科学的なデータと事実に基づき、リスクの程度を正しく伝えることが重要である。また、情報の受け手が、食品の安全に関する理解を深められるよう、食品のリスクをはじめとする幅広い情報を適切に提供することが求められる。

6 専門家

食品のリスクに関する情報は、科学的かつ専門的な内容であることが多い。このため、専門家には、リスクに関する科学的な根拠や背景について、関係者の理解が進むよう、分かりやすく提供することが重要な役割として求められる。

また、最新の科学的な知見によっても確実な結論が得られていない事項や、複数の見解が示されていることなどについても、その内容を公正に伝え、科学的な議論の状況の透明性を確保していくことも重要である。

第3 リスクコミュニケーションの社会的な定着に向けて

食品の安全に関するリスクコミュニケーションについては、体系的な取組は緒についたばかりであり、また、その実施方法や進め方については、様々な意見や考え方が存在する。

こうした中で重要なことは、各関係者がリスクコミュニケーションの必要性を認識し、お互いに何が分かっているかが分からないのかを率直に伝え、理解し合い、食品の安全を共に考えて行こうとする姿勢である。

都は、リスク管理者として自らこうした努力を積重ねるとともに、より多くの関係者が参加し得る環境づくりを支援することにより、東京においてリスクコミュニケーションを定着させ、食品の安全確保を進めるうえで有効に機能させていく必要がある。

1 リスクコミュニケーションの現状

食品安全基本法の制定などを契機として、食品の安全に関してもリスクコミュニケーションという言葉が使われるようになり、その重要性についても少しずつ認識されるようになってきている。こうした中で、各関係者による積極的な取組も見られるようになってきている。

事業者においては、消費者からの相談窓口の充実を図ったり、食品の生産履歴などについて自主的な情報公開を行ったりする企業もある。また、ある事業者団体では、消費者を工場などに受け入れて、実体験を通じたリスクコミュニケーションを行う際の留意事項などについて検討しているところもある。

また、多くの消費者団体においても食品の安全に関して事業者、行政担当者などとの意見交換会の開催や、国や自治体の取組に対する意見表明などの取組が行われている。

一方、行政機関については、食品安全基本法により、施策に関する情報提供や関係者相互間の情報、意見の交換の促進、さらには教育・学習、広報活動の充実などが講じられなければならないと規定され、リスクコミュニケーションの推進が法で義務づけられている。

(1) 国の取組

平成13年9月、わが国で最初のBSEの発生を契機として、リスク評価、

リスク管理、リスクコミュニケーションの3つ要素で構成されるリスク分析の考え方に基づく対策が求められてきた。

平成15年7月に施行された食品安全基本法により、リスク評価を担当する食品安全委員会が設置されるなど、新しい法律制度や行政組織によりリスクコミュニケーションが推進されている。

食品安全委員会では、自らが行ったリスク評価の過程や結果についてホームページ上での情報提供を行ったり、各地での説明会などを開催している。また、リスク管理機関である農林水産省や厚生労働省では、食品安全委員会のリスク評価に基づき法や制度の改正を行うに際して、関係者からの意見募集（パブリックコメント）を行うなど、食品の安全確保に関する国全体の取組についてリスクコミュニケーションを実施している。

また、平成16年7月、今後より効果的なリスクコミュニケーションを展開するための参考として、食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会から「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」が取りまとめられている。

(2) 都の取組

都は、自治体として法に基づく施策や、東京の実情に即した食品の監視指導など地域での具体的な取組についてリスクコミュニケーションを進めてきている。

平成2年12月には、「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針（平成16年制定の食品安全条例へ移行）」を策定し、都民の意向の施策への反映、情報の収集提供と普及啓発の推進、消費者と生産・製造者等との相互理解の促進を施策推進の方向として示した。

この方針に沿って、平成2年から、都民からの相談事業の充実、定期的な情報誌の発行、都民向けの衛生セミナーの開催、常設の説明コーナーの開設、一つのテーマについて関係者との意見交換を行う懇話会の開催などの事業を展開してきた。

また、平成9年からはインターネットを利用して食品の安全に関する情報提供を開始し、さらに、平成15年度には、専門家により食品の安全に関する情報を分析・評価する「東京都食品安全情報評価委員会」を設置して、科学的な情報を分かりやすく都民へ提供する方法などの検討を行っている。

都民、事業者など関係者との意見交換については、できる限り多くの関係者と交流が図れるよう、平成 15 年から「食の安全都民フォーラム」の開催やネット上で意見交換を行う「食品安全ネットフォーラムの開設」など新たな試みを進めている。

平成 16 年には、東京都食品安全条例を制定し、この基本理念の中で関係者による情報や意見の交流を通じて、理解・協力しながら食品の安全確保を進めることを明示している。

こうした食品安全条例の基本理念を踏まえ、「自主回収報告制度」や「生産情報提供事業者登録制度」など事業者の自主的な情報開示に向けた仕組みづくりを進めるとともに、リスクコミュニケーションの実施を含め、食品の総合的な安全確保対策の推進を図っている。

2 東京の地域特性とリスクコミュニケーションの推進

都において、リスクコミュニケーションの定着を図っていくためには、東京の地域特性を踏まえた、より効果的な実施方法等を検討していくことが必要である。

こうした観点から、リスクコミュニケーションを実施していくうえで、留意すべき地域特性をまとめると以下のように考える。

(1) 大消費地としての特性

東京は、全国の自治体の中で最大の人口を抱え、昼間には 1,460 万人を超える人々が活動している。さらに、世界各国から多くの人が集まり、様々な生活様式が営まれている。

このようにわが国で最大の消費地として、全国あるいは世界中から様々な食品が集まり、豊富な食品の中から自らの嗜好にあったものを選択できる一方で、消費地の特性として食品の製造・流通の過程が見えにくく、食品に対する不安や不信が先鋭的に現れやすい面を有している。

また、膨大な人口や多様な事業活動を背景として、都民や事業者には、食品の安全に対する様々な意見、要望、価値観がある。

こうした中で、都は食品の安全確保の取組に対する関係者の理解と協力を進めていくことが求められている。

(2) 事業活動等の中核機能の存在

東京は、首都として企業の本社など事業活動や消費者活動の中核機能が多く存在している。東京は、こうした社会的影響力が大きい関係者が連携し合いながら、リスクコミュニケーションの先進的な取組を進めていける可能性を有している。

また、こうした関係者と連携しながら取組を進めることで、都の区域を越えて全国への波及効果も期待できる。

3 都が果たすべき役割

都の現状の取組や東京の地域特性を踏まえ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを適切に進めていくため、都は、次の3つの役割を果たすべきであると考えられる。

(1) 正確で迅速に分かりやすく情報を提供する

リスクコミュニケーションは、関係者と意見や情報を交換していく過程であるが、こうした相互の取組を活発にしていくためには、まず相手が求める内容や期待に則した情報を正しく伝え、その情報が十分に理解され、信頼できるものであると認識されることが最初の重要なポイントとなる。

都は、関係者が食品の安全について正しく理解し、都民が安心して食品を選択できるよう、科学的に正確な情報と生活や事業に関する日常の疑問を解決できる情報を提供することが必要である。

また、食品に関わる事件や事故の発生など緊急時において、迅速にその情報と対応方法を周知し、被害の拡大防止を図るとともに、平常時の適切なリスクコミュニケーションを通じて、関係者の理解と信頼を得ながら、緊急時の対応を円滑かつ効果的に進めることが重要である。

(2) 相互理解を進める多様な方策を提案する

リスクコミュニケーションが、食品の安全確保にとって有効に機能していくためには、多くの関係者による参加を実現し、食品の安全に関する関係者の関心や理解を深めていくことが重要である。

また都は、リスク管理者として自らが実施する対策について、透明性・信頼

性の向上を図るため、その内容を公表し、関係者の意見を聞くなどの取組を進めていくことが不可欠である。

都は、こうしたことを実現するため、東京で生活・活動し、様々な価値観を持つ多くの関係者と食品の安全に関する問題や疑問、あるいは今後の対策について意見を交換し、相互理解を深めていけるよう多様な方策を提案していくことが必要である。

(3) 関係者の役割に応じた取組を促進する

都は、自らリスクコミュニケーションを実施するだけでなく、関係者がそれぞれの役割を認識し、それぞれが主体的にリスクコミュニケーションを行うことにより、相互の理解が深まって行けるような取組を進めることが必要である。

こうした取組にあたっては、先進的なリスクコミュニケーションを展開している事業者等と連携しながら、その効果的な実施方法の普及について技術的な支援を行うことなどが重要である。

第4 リスクコミュニケーション定着に向けた都の取組

リスクコミュニケーションにおいて都が果たす役割を踏まえ、今後、都が進めるべき取組を整理すると、まずリスクの考え方や自らが行う食品安全確保の取組に対する関係者の理解を深めるためのリスクコミュニケーションを充実させることが求められている。

さらに、リスクコミュニケーションの重要性を広く関係者に周知し、事業者や都民による自主的なリスクコミュニケーションの取組を促進・支援する役割を担っていく必要がある。

1 都の食品安全確保施策に関するリスクコミュニケーションの推進

(1) より広く、分かりやすい情報提供

ア 情報の収集と整理

食品の安全に関する情報提供をリスクコミュニケーションの第一歩として捉え、それに必要とされる以下のような情報を収集・整理していくべきである。また、その収集にあたっては、東京の地域特性を活用して、集積される様々な情報を可能な限り幅広く捉える努力を継続することが必要である。

特に、事業者への監視指導や都民からの相談受付など日常業務を通じて集積された情報を積極的に活用し、今後の安全対策に活用していくことが重要である。

また、収集された情報の整理にあたっては、専門家との連携を図り、学術的な信頼性を検証することも重要である。

(ア) 法規等に関する情報

- ・国の法令データ、施策に関する情報
- ・都条例の改正等に関する情報
- ・都における食品安全確保の取組に関する情報

(イ) 食品のリスクに関する情報

- ・都における監視指導、検査結果のデータ
- ・事件、事故に関する情報
- ・国内外の研究機関からの情報
- ・メディアにより発信される情報

(ウ) その他

- ・国内外で食品のリスク低減に効果のあった施策の事例

イ より広い情報の発信

(ア) 情報提供の方法

より多くの関係者が情報を活用し、食品の安全に関する理解が深められるよう、情報提供の方法を常に検討していくことが必要である。

その中で、保健所をはじめ都が設置している相談窓口は、直接、関係者の疑問や要望に応じた的確な情報提供が行える重要な拠点であり、日常業務を通じた関係者への情報提供がより広く行えるよう、これらの窓口の所在や連絡先について関係者への周知を図っていくべきである。

また、現在行われているインターネットによる情報提供については、関係者が必要とする情報を入手しやすいページを作成するとともに、国や他の団体が提供している情報についてもリンクを行い、その情報内容についても分かるような説明を添えて提供を行うなど利用しやすいものとするべきである。

その他に、広報誌、報道機関への公表、パンフレットなど多面的な情報提供媒体を用意し、インターネットを利用できない関係者へも配慮したきめ細かな情報提供により、広く関係者の理解促進を図ることも必要である。

(イ) 緊急時の情報提供

大規模な食中毒の発生など緊急時の情報提供については、報道機関への公表を行うとともに、東京都ホームページのトップページに情報を掲載し、関係者が容易に内容を確認できるよう配慮する。また、必要に応じて専用の電話相談窓口（ホットライン）の設置など関係者が容易に問合せができるよう考慮することが必要である。

あわせて緊急時に都からの情報提供が、どのような経路や方法で行われるのかを日頃から関係者へ周知することにより、被害の未然防止・拡大防止に活用できるようにしておくことが必要である。

また、今後都でも問題となるおそれのあるリスク情報を日頃から点検し、迅速にQ & Aなどの情報が発信できるよう準備しておくことも重要である。

ウ より分かりやすい情報の発信

(ア) 情報の持つ意義の提供

食品の安全に関する情報提供は、関係者に理解され、都民生活や事業活動に活用されることが必要である。このため、情報は正確であるだけでは不十分であり、その背景や原因、あるいは対策を講じる必要があればその内容や理由など関係者の疑問を解決する情報の持つ意義を付加して提供することが必要である。

特に、都が実施する食品の安全確保対策は、科学的な知見に基づき行われているが、専門的な内容が多いため、こうした意義を付加して情報提供を行い、関係者の理解を得ていくことは、都の役割の一つである。

(イ) 情報の透明性の確保

食品の安全に関しては、いまだ解明されていない事項や科学的に見解が定まっていない不確実なことも存在するが、必要に応じてその内容や解明に向けた取組などを分かりやすく伝えていくことや、新たな知見が得られた場合に、速やかにその情報を発信するなど、情報の透明性を確保していくことが必要である。

また、必要に応じて詳細な解説資料や根拠となるデータなどを提供し、情報の信頼性の確保に努めるべきである。

(ウ) 提供方法の工夫

専門的な内容の情報提供に際しては、必要に応じて科学の専門家により構成される東京都食品安全情報評価委員会において提供方法や内容を検討するなど、受け手が理解しやすいような工夫を専門家と連携して行っていくべきである。

特に専門性の高い内容や、緊急時の対応については、Q & A方式など関係者が理解しやすい形式での情報提供を迅速に行うよう考慮するべきである。

また、法令の改正や都の施策に関するものなど情報量の多いものは、要約を作成し、速やかに提供することにより、関係者の理解と協力を進めることが必要である。

(エ) 受け手に応じた情報提供

情報提供にあたっては、受け手の立場にたって必要な情報を捉え、理解しやすい内容で提供していくことが必要である。

特に、子供から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた情報提供（子供向けサイト等）の充実など、受け手の理解度の応じたきめ細かな内容や方法に考慮していくことが重要である。

また、平成 17 年 7 月に食育基本法が施行され、食に関する知識などを習得して健全な食生活を実践できる人間を育てるための「食育」の取組が進められようとしている。

都においては、こうした食育の取組の中においても、食品の安全に関する調査・研究や情報提供などの重要性を明確に位置づけ、関係者の一人ひとりが、食品の安全やリスクについて正しく判断できる力を育成できるよう積極的に取り組むべきである。

(2) 関係者の活発な意見交換

ア 関係者の疑問・意見の把握

関係者からの相談や問合せを意見交換のはじまりとして捉え、活用していくことが重要である。このため、保健所など都民に身近な窓口寄せられる相談内容を整理するとともに、必要に応じて「都民の声」や「東京都消費生活条例に基づく申出」など、広く都民からの意見・要望を受けつけている制度も活用して、関係者の疑問や意見の把握に努めていくことが必要である。

次に、こうして寄せられた問合せ等の内容を整理し、よくある質問については、Q & A 方式によりホームページにて周知（食品安全 F A Q の作成）していくような対応が必要である。

さらに、提供した情報が、関係者へどのように受けとめられたかを把握し、意見交換の内容や方法を検討していくこともリスクコミュニケーションを進めるうえで重要な点であることから、都民モニターやネットフォーラムなど機会を活用して、その把握に努めていくべきである。

最終的には、こうした関係者の疑問や情報の受けとめ方などを把握し、その結果を必要に応じて意見交換会の開催の端緒や意見交換のテーマ選定へ活用するなど、関係者の疑問等に応える回答や情報を効果的に交流の場へフィードバックしていくような仕組みづくりを進めていくことが重要である。

イ 関係者による交流機会の場への参加促進

リスクコミュニケーションを行うにあたっては、多くの関係者が交流の機

会を捉え参加できるように配慮することが必要である。

このため、意見交換会などの機会を設ける際には、関係者が参加しやすい曜日、時間や回数の設定に配慮も必要と考える。

また、参加者の利便性を考慮して、交通至便な都心部で意見交換会などを開催するとともに、地域型の意見交換の機会についても配慮していくなど、機会の充実を図っていくことも必要である。

さらに、様々な関係者により行われるリスクコミュニケーションの開催状況や主催者等の問い合わせ先を一元的に案内することで、関係者が参加しやすい環境を整備することも考えられる。

ウ 意見・情報交換の推進

(ア) 身近な窓口の積極的な活用

保健所や消費生活総合センターなどは、都民や事業者にとって身近な相談窓口であるとともに、関係者が双方向の情報・意見交換が行えるチャンネルとして積極的な活用を図るべきである。

このため、関係職員は常に食品の安全に関する最新情報に習熟するとともに、相手の立場に立った適切な説明が行えるような訓練を計画的に実践することが必要である。

(イ) 意見交換の内容の充実

関係者の関心の高い事項や要望の多いものなどを捉え、都民フォーラムなどのテーマ選定を行うことにより、幅広く関係者間での活発な意見や情報の交換を行いその内容の充実を図ることなどにより関係者の相互理解を進めることが必要である。

また、過去の関係者による取組の検証や今後の役割などについて意見交換を行うことも理解を深めるうえで有効である。

(ウ) 多様な方法による相互理解の推進

意見交換や情報交換について、次のような多様な方法での実施を検討し、関係者による相互理解がより一層推進していくよう考慮していくことが必要である。

- ・ 都民が食品工場など製造現場での衛生管理の実体験を踏まえ、事業者との意見交換をするなど体験型交流を通じて相互理解を推進する。
- ・ 様々な機会を捉えポスターセッションなどによる意見交換を実施す

る。

- ・ テーマに応じて、意見交換を単発に開催するだけでなく、関係者による継続的な議論を実施する。また、議論にあたっては、食品安全審議会など既存の組織を活用して、各方面から関係者の参加を図る。

エ 施策への関係者の意見反映

関係者の食品の安全に対する関心や理解は、単に情報が提供されるだけでなく、日常感じている疑問や意見を述べ、さらに安全を確保する取組の意思決定手続きへ参加する過程を通じてより深まっていくものとする。また、安全確保の取組へ関係者の意見反映を図ることで、取組に対する信頼性の向上が図られ、関係者の協力により効果的に進めることが可能となる。

このような観点から、都において、施策へ関係者の意見反映を図るため、必要に応じて食品安全審議会による検討を行うこととともに、検討の過程で広く関係者からの意見募集（パブリックコメント）や、直接関係者から意見を聴く機会を設けるべきである。

また、都の各保健所における食品衛生推進会議などを活用し、各地域での取組についてきめ細かく関係者との意見交換を進め、食品の安全確保に向けた取組へ反映を図ることが必要とする。

2 関係者によるリスクコミュニケーションの促進・支援

(1) 情報共有化の促進

食品の安全について、最も詳細かつ多くの情報を有しているのはその食品を取り扱う事業者であることから、事業者による積極的な情報公開が進められることが求められている。

この一つの方法として、都がすでに取り組んでいる東京都生産情報提供事業者登録制度や、東京都食品安全条例に基づく自主回収報告制度、さらにと京都食品衛生自主管理認証制度の普及を図るべきである。

また、都民が食品に関する情報を得るうえで身近な制度として「食品表示」があるが、都は、表示制度が情報共有化の観点から有効に制度が機能するように、法令等に基づく正確な表示の実施に関する指導・技術的支援を進めていくべきである。

(2) 先進的な取組の普及に向けた技術的支援

近年、企業に対して、利潤の追求だけではなく、法律の遵守や社会的論理の尊重などをつねに有して、安全かつ良質なサービスの提供を行うという企業の社会的な責務（CSR）が注目されている。

こうした状況において食品関係事業者の中でも、消費者からの相談窓口の充実、商品に対する情報開示、消費者との意見交換などについて先進的な活動を進めている企業がある。都は、こうした事業者の取組がより一層進むよう技術的な支援を行っていくことが重要である。

このためには、こうした先進的な事業活動を発表でき、さらには、都民や他の事業者がそれを参考とできるような交流機会を検討していくことも、今後のリスクコミュニケーションの充実において有用な手段の一つであると考えられる。

このような都の技術的支援を通じて、事業者をはじめ都民など様々な関係者がリスクコミュニケーションを自ら行うための方法や技術を習得し、各者、各地域での取組が活発に行われていくことが重要である。

(3) さまざまな関係者との連携

リスクコミュニケーションの考え方や重要性が関係者へ浸透していく中で、都民や事業者が主体となった意見交換会等の開催が増えてくることが予測される。都は、こうした機会を捉え、積極的な参加を図りながらリスク管理者としての取組について広く関係者へ理解を深めていくことが必要である。

また、NPO、消費者団体、事業者団体など各分野で食品の安全に取り組んでいる団体等のネットワークづくりを進め、相互交流や都が行う意見交換への積極的な参加を促すなど、様々な関係者との連携に基づき幅広くリスクコミュニケーションの浸透・定着を進めていくことが重要である。

3 リスクコミュニケーション定着に向けた基盤整備

都が、食品の安全確保施策をに関するリスクコミュニケーションを進め、さらに様々な関係者の主体的な取組の普及・促進を図っていくうえで、今後、情報提供をはじめとしたリスクコミュニケーションに係る技術の高度化やリスクコミ

コミュニケーションを進めるための機動性、即応性の向上など、取組を支える基盤を整備していくことが必要である。

この基盤の一つとして、各種学術団体や各国政府などが提供している情報をインターネットを利用して定期的に収集・整理し、必要に応じて食品安全情報評価委員会で評価のうえ分かりやすく提供するなど、情報の受発信機能の強化を進めることが不可欠である。

また、情報の受発信、意見の交換、さらに関係者との連携など総合的な取組を機動力をもって迅速に推進することが必要である。このため、食品の生産から消費に至る各段階で、関係各局の協力体制を強化し、総合的な食育の取組との連携を図りながらリスクコミュニケーションを進めていくことも重要である。

さらに、リスクコミュニケーションに当たっての都の基本的な考え方を示し、それを踏まえた資料作成や説明時における留意事項などを取りまとめて、現場において食品の安全確保を担当する者に周知し、日常業務を通じて適切なリスクコミュニケーションが図られる環境を整備することも有用である。

対外的には、リスクコミュニケーションを通じて、食品の安全確保に係る関係者の取組がより一層進められていくことが大切であり、この実現に向けたリスクコミュニケーションの進め方などを関係者と継続的に検討していくべきである。

こうした関係者との検討を通じて、都のリスクコミュニケーションに対する考え方や、各関係者による自主的なリスクコミュニケーションの実施について普及を図っていくことが重要である。

おわりに

食品の安全確保対策において、リスクコミュニケーションという言葉は、まだ馴染みが薄いものであり、その考え方が正しく理解され、実践されていくうえではまだ試行錯誤の段階であり、多くの課題があると考えられる。

こうした中で都は、リスク管理者として主体的にリスクコミュニケーションに取り組みながら、多くの都民や事業者の参加を得て、食品の安全確保におけるリスクコミュニケーションの必要性や重要性に対する認識を少しでも高めていく努力を続ける必要がある。

このような地道な努力の積み重ねにより、将来的には、事業者や都民が主体的に取り組むリスクコミュニケーションが、都内の各地で自然な形で行われることも望ましい。

リスクに関する情報ができる限り収集でき、それを理解して食品を選択できる仕組みがあることは、消費者にとってはもちろん、事業者にとっても望ましいことである。

今日、事業者の社会的な責任の一つとして情報公開などが注目され、それを果たす企業が高い評価を得られるのは、こうした考え方を反映している。

食品のリスクに関する情報は、社会全体で共有し、関係者のそれぞれの取組が進むことにより、リスクは一層効果的に低減できるものである。

今後、都をはじめ様々な関係者の努力により、リスクコミュニケーションが円滑にかつ活発に行われ、関係者の理解と協力に基づく食品の安全確保対策がより一層進められていくことを期待する。

【附属資料】

- 資料1 中間のまとめに対する意見の集計結果
- 資料2 「意見を聴く会」での意見表明内容
- 資料3 東京都食品安全審議会検討部会名簿
- 資料4 平成17年度 食品安全審議会検討部会で検討経過

【参考資料】

- 参考資料1 都におけるリスクコミュニケーションの取組
- 参考資料2 都におけるリスクコミュニケーションの具体的事例
- 参考資料3 食品安全に関するリスクコミュニケーションの事例検討

**「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方について
(中間のまとめ)」に対する意見の集計結果
(「意見を聴く会」でのアンケートを含む)**

事項	ご意見の要約
1 情報提供	・「国や東京都の基準を遵守すれば安全である」とはいえない事例がある。例えば、生食用かきについて、食品衛生法第11条の規格基準「成分規格(微生物基準)」「加工基準」および「保存基準」を遵守しても、ノロウイルスによる食中毒のリスクはゼロにはならない。不確実な事項についてもわかりやすく伝えていくことが必要。
2 情報提供	・食品に関する間違った知識が、現在でも見られる。例えば、大腸菌O157食中毒発生以降、現在においても「牛肉は生焼きでも大丈夫」といった間違った考えをもつ事業者、消費者がいることも事実。マスコミによる不正確な情報等も見受けられる。国や自治体による、生活に即した身近なテーマに対する正確でわかりやすい情報提供がまだまだ求められている。
3 情報提供	モデルケースとして、東京都の食品ブランドの立ち上げを提案。 ・肥料、飼料、添加物、処理流通に至るまでの、東京都の管理の下で一切の完全な情報開示を行う。
4 情報提供 (食品表示)	・バーコードと賞味期限の日付印刷を並べて表示して欲しい。 ・消費者のメリット: 日付をすぐに確認でき、時間の短縮になる。販売店が間違っても期限切れを出していても、買う前に気づけば、注意程度で収まり、苦情を減らせる。 ・販売店のメリット: 日付チェックに時間がかかる。 ・レジ作業のメリット: バーコードの位置を探す手間が省ける。値引きシールの貼付枚数削減(表・裏)。
5 情報提供 (食品表示)	・外食産業に対する牛肉の原産地表示を義務付けで欲しい。 ・輸入再開を伸ばすことは、国益を損なうと考える。しかし、米国の現状体制が危険部位の除去を完全に実施しているとは考えられない。従って、原産国表示の厳格化のみが、消費者に選択の機会を与えることができる唯一の方策と考える。
6 情報提供 (食品表示)	・「食品等への表示を行うに当たっては、正確かつわかりやすい表示に努めなければならない」を徹底して欲しい。
7 情報提供 (食育)	・児童・生徒を対象に食のリスク管理の考え方を教える食育は不可欠。食品添加物や農薬は社会に欠かせないものであり、正しく使われれば健康に何の影響もないことを理解して欲しい。難しい内容ですが、安全のためのシステムがあることだけでも覚えて欲しい。
8 意見交換	関心が高い一般消費者への対応は、下記を基本として、リスクを地道に続けていくことが大切だと考える。 (1)リスク管理の考え方の理解を深めていただく (2)科学的な事実に基づき、リスクを評価する (3)不確実性の程度も公開する
9 意見交換	モデルケースとして、東京都の食品ブランドの立ち上げを提案。 ・食品に関する疑問質問も直接生産者にぶつけ、生産者も生産現場での問題点や課題を消費者へぶつける。まずは、今現在安全に取り組んでいる生産者を支援しつつ問題意識を持っている消費者との橋渡しをするところから始まるのでは。
10 意見交換	・食品の絶対的な安全を求める消費者と現実には、まだまだ大きなギャップがあります。機器分析・微量分析の技術の進んだ現在では、多くの食品からカドミウム・水銀等の重金属、ダイオキシン類等の有害物質が検出されることが判明しており、食品の安全には、シロカクロカ?安全か危険か?という2分法では説明できない現状がある。 ・厚生労働省による「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」のリスクコミュニケーションの例に見られるように、今後、多くの危害・リスクに関して科学的な情報提供・注意喚起等のリスクコミュニケーションを行う必要がある。
11 意見交換	・外食産業や昼食産業が増え、惣菜売場や宅配弁当等の現場では、個々の食材の情報が途切れているのが実状であり、選ぶことなく、知らされることなく口にしていることが不安になる。業者の利益と消費者の利便性に「安全」がおさなりにされがちである。しかし一方、知れば知るほど、食品汚染を強調する人もいる。何でもかんでも危ないと思ってしまうのではなく、正しい知識と正確な情報、新しいニュースを取り入れ、リスクについて理解することが重要。 ・どうしたらリスクを押さえることができるのかを情報として欲しいと思う人たちに対して、自分達が知りえたことを伝えていくことで、相互理解が深まるのではないかと。
12 意見交換	・リスクミの回数をもっと増やして欲しい。
13 意見交換	・立場の違う人々が、必要と感じた時にリスクミの場を設定し、リスクが明らかになり、対応も明確にできるような場となる必要があると思う。Face to Faceで話し合っこそ、お互いの立場を理解することにつながる。
14 参加促進	・リスクコミュニケーションを促進していくためには、あらゆる機会を通じた情報提供と多様な手法による取り組みが必要。消費者の理解を深めていくには時間がかかる。少人数でできる形態や食育など関心の高いテーマへの取り組みも大切。
15 意見反映	・リスクミの場の開催については、行政が設定することが想定されているが、市民が必要と感じた時に開催に向けて直接意見反映ができるような制度作り。
16 意見反映	・リスクミの着地点をどうとらえるのか。案件設定を誰がいつ決定するのか? ・案件設定の要望を受け入れるシステムが必要。

17	関係者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者への影響が大きいのがマスコミ。報道はハザード情報だけの不適切な内容が多いように思う。これではいたずらに不安だけを高めて適切な対応を誤ることになりかねない。リスク情報まで含めて、(1)どの程度危険なのか、(2)どのように対応すべきか、を合わせて報道しなくてはならない。 ・不適切な内容については、(1)その都度(面倒ですが)当該マスコミに指摘し、(2)適切に修正した内容(記事の内容紹介とともに)を都のサイトで公開する、といった活動を提案する。これが、マスコミの教育にもあると思う。
18	関係者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安心を実現するためには、当事者間の信頼関係が不可欠だが、未だに企業不祥事が後を絶たない現状が見受けられる。事業者の社会的責任に基づく積極的情報開示により、消費者との信頼関係をつくることが必要。
19	基盤整備 (体制整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・食は環境と密接に関係しているなど、行政の対応は各課が横断的なリスクミに取組む必要があると思う。それを明示して欲しい。
20	基盤整備 (体制整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・食は環境の問題でもあるので、行政の横断的対応と、相応な専門化(分野)の設定が必要。
21	基盤整備 (連携)	<ul style="list-style-type: none"> ・都では単位が大きすぎる。区を活用して欲しい。 ・区や地域でリスクミをする際の指導をして欲しい。(リスクミを開催する際の相談できる場所を明示して欲しい。)
22	基盤整備 (連携)	<ul style="list-style-type: none"> ・都が各自治体に対してリスクミの徹底に向けて指導し、各保健所の食品衛生監視計画と絡めて、特に市部における独自方針の策定につなげて行って欲しい。
23	基盤整備 (連携)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体への指導をしてもらいたい。
24	基盤整備 (人材育成)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対して、やるべきことをもっとはっきりと指導するようにして欲しい。これが定着へつながる。 ・総合センター(飯田橋)へ登録している団体や、ステップアップ研修生などを活用し、これらへの指導ややるべきこと明示して欲しい。
25	基盤整備 (人材育成)	<ul style="list-style-type: none"> ・食のリスク管理の考え方を一般消費者に分かりやすく説明できる人材が必要。以下の講座の履修生などを対象に試験(知識及び説明能力)を行い登録公開し、要望により派遣するシステムが欲しい。 お茶の水女子大学 ライフワールド・ウオッチセンター化学・生物総合管理の再教育講座 http://www.ocha.ac.jp/koukai/saikyouiku/index.html
26	基盤整備 (人材育成)	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションには円滑なコミュニケーションを進めるためのスキルを持ったファシリテーター(コミュニケーションーター)が欠かせない。都民の中でそうした人材育成を図る必要がある。
27	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都が取り組んでいる、自主回収報告制度、注意喚起の必要な緊急情報等のホームページ掲載等については高く評価する。より一層の普及・定着に向けて周知していくことが必要。
28	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の表示、家庭へのHACCP管理導入。
29	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店でのラベル表示偽装が騒がれたが、都としてのラベル表示についての考え方を知りたい。
30	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え食品は不安なものと思う。先般、都がその栽培を規制するよおな対応方針を出したが、今後もその対応方針に沿った監視を進めて欲しい。
31	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都健康安全研究センターを持ち、国の研究所もあり、また多くの情報の集まる東京のメリットを生かし、幅広い情報収集と科学的検査・評価等に期待する。
32	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・非常にわかりやすい言葉を使ってあると感じた。国から発表されたものは、何度も読み返しながら理解していきましたが、今回は割りと素直に頭の中に入った。
33	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「中間のまとめ」をもっと早く手に入れたかった。(まとめの公表と会の間にもう少し時間的余裕が欲しかった。)
34	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・どのように進んでいるのか透明性を保つため、説明していただきたい。 ・製造側は安くないと経営が立ち行かないため、製薬のGMPのように行かないと思う。国や都のバックアップが必要。 ・「うまい」と「安全」は同じなのか。 ・薬と食品の飲み合わせについても科学的に調べて頂きたい。
35	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現状 (P7)の食品の安全に関する「食育」の推進が、何を言わんとしているのかわからない。

意見受理件数19件
延べ意見項目数35件

「意見を聴く会」での意見表明内容（要約）

開催日時：平成 17 年 11 月 8 日（火）午前 10 時から正午まで

場所：都庁第一本庁舎 42 階 特別会議室 B

来場者数：12 名

意見表明：5 名

	ご意見
1	<p>安全と安心が同義語になるよう、リスクコミュニケーションで信頼を得ていくことが必要</p> <p>関係者と顔の見える関係づくりを目指す必要。企業は、そのことに努力している。また、理解を得るためにはイメージと結びつくような言葉で説明することが重要。</p> <p>お互いの信頼の上に合意点を見つけだすという目的をもって、相互に聴く耳を持った関係者でリスクコミュニケーションは行うものとする</p>
2	<p>食育については、子どもが心も体も健やかに生きるための食べ方を身につけることが必要。</p> <p>給食を通じて、子どもに食の安全に関する意識を持たせること。そのために、季節感や食材の特徴などの情報を与えることが必要。</p> <p>行政は、給食実施者として安全で元気な食材を提供することが食育の出発点であり、このための補助金や助成金の充実が必要。</p> <p>事業者へは、安全で元気な食材の供給に向けた意識改革を行ってほしい。</p>
3	<p>大田区の食品リサイクル施設の建設について、決定が都市計画の枠組みの中で行われており、食品の安全の観点から議論がされていないことは問題である。</p> <p>政策決定の前段階で、消費者の声を受け止め、事業者としても見直しが働く力としてリスクコミュニケーションが必要だと思う。</p> <p>(食品リサイクルのような)新しい技術開発についても、消費者に分かりやすい形で情報提供して欲しい。</p>

4	<p>現在行われているリスクコミュニケーションでは、様々な立場の人が意見を言いっ放しであり、議論がかみ合わないという不満がある。このため、双方向の意見交換を行うフォーラムや継続的な議論を同じメンバーで繰り返すことが必要である。</p> <p>事業者の信頼性向上には、故意に違反等を行った者へ行政が厳罰に処することを明確にしてもらいたい。</p> <p>中間のまとめの中で、ゼロリスクを求めることを「理想論」としていることは、都の姿勢が受け狙いであり、正しいリスクコミュニケーションにはならないと感じる。</p>
5	<p>「中間のまとめ」の公表から「意見を聴く会」の開催まで時間的な余裕がないので、今後、時間的な余裕を考慮して欲しい。</p> <p>消費者は専門家ではないので、科学的知見などの情報をきちんと提供されていないと、議論がかみ合わなかったり、不満が残ることになる。</p> <p>都のリスクコミュニケーションの取組に具体性が必要である。BSEや遺伝子組換え食品などの絞った意見交換会を行ってもらいたい。</p> <p>リスクコミュニケーションは、いつでも意見を述べることができ、いつでも意見をきけるものと期待を持っている。関係者がいつでも意見交換を行う場があるということは画期的なことだと思う。</p>

東京都食品安全審議会検討部会員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職名
いけやま やすこ 池山 恭子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
いちかわ まりこ 市川 まりこ	公募委員
おかもと こういち 岡本 浩一	東洋英和女学院大学人間科学部 教授
こうけつ ひさし 交告 尚史	東京大学大学院法学部政治学研究科 教授
たかはし く に こ 高橋 久仁子	群馬大学教育学部家政教育講座 教授
たかはま まさひろ 高濱 正博	財団法人食品産業センター 専務理事
なかむら まさみ 中村 雅美	日本経済新聞社編集局科学技術部 編集委員
はやし かずたか 林 和孝	東京都生活協同組合連合会 組織部長
はら きよし 原 浄	日本チェーンストア協会関東支部 参与
まつだ ともよし 松田 友義	千葉大学大学院自然科学研究科 教授
まるやま つとむ 丸山 務	社団法人日本食品衛生協会 技術参与
ゆだ なおかず 湯田 直一	社団法人東京都食品衛生協会 専務理事

平成 17 年度 食品安全審議会検討部会での審議経過

会議日程	会議名	審議内容
平成 17 年 6 月 28 日	第 1 回食品安全審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 検討部会設置
7 月 8 日	第 1 回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会長、副部会長選出 ・ 都が行うべき取組と検討の方向性について
8 月 2 日	第 2 回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都にリスクコミュニケーションの充実策の考え方について
9 月 8 日	第 3 回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会報告（中間のまとめ）について
10 月 25 日	第 2 回食品安全審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討部会報告（中間のまとめ）について ・ 中間まとめに対する都民・事業者からの意見募集について
11 月 8 日	第 4 回検討部会 （「意見を聞く会」の開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都民、事業者による「中間のまとめ」に対する意見の聴取
11 月 29 日	第 5 回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者からの意見の集約結果について ・ 検討部会報告（案）について
1 月 17 日	第 6 回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討部会報告（案）について

都におけるリスクコミュニケーションの取組

ホームページ、メールマガジン等により食品の安全に関する情報をわかりやすく提供。また、都民の関心の高いテーマを中心に「食品安全ネットフォーラム」や「食の安全都民フォーラム」によりリスクコミュニケーションを実施。

1 ホームページ等を通じた情報提供

ホームページ、メールマガジン、情報誌等を通じた食品の安全に関する情報を提供
福祉保健局

- ・「食品衛生の窓」：食品の安全に関する情報や法令等に関する情報
- ・「いわゆる健康食品ナビ」：「健康食品」に関する法令や健康被害に関する情報
- ・「東京食薬 e マガジン」：メールマガジンによる時節の話題や都の事業に関する情報
- ・「くらしの健康」：情報誌（年 4 回程度発行）による情報提供

産業労働局

- ・「東京農業 WEB サイト」：東京の農業を中心に、食品の安全や食育に関する情報

生活文化局

- ・「くらしの安全情報サイト」：食品を含め商品・サービスを中心とした危害・安全性の情報を提供
- ・消費生活総合センター「東京の消費生活」：消費生活相談に関する情報、教育読本など消費者教育に関する情報、商品テスト結果などの情報を提供

中央卸売市場

- ・ホームページで「食材情報」を提供：旬の食材に関する情報、生産者から市場を通じて消費者に職員が届けられる過程などについて情報を提供

2 食品の安全に関する専門スタッフによる相談窓口

本庁、事業所において都民や事業者からの相談を専門スタッフにより対応

食品衛生・食品表示に関する相談（福祉保健局）

- ・本庁（食品監視課、健康安全課）都保健所、市場衛生検査所、健康安全研究センター、食肉衛生検査所

消費生活に関する相談（生活文化局）

- ・本庁（取引指導課：景品表示法関係）
- ・消費生活総合センター

農林水産業（食の生産）に関する相談（産業労働局）

- ・農業振興事務所、家畜保健衛生所、病害虫防除所、島しょ農林水産総合センター

食肉の安全、衛生に関する窓口（中央卸売市場）

- ・食肉市場業務衛生課

3 都民からの意見・情報の募集

「食品安全推進計画の考え方（中間のまとめ）に対する意見募集」、「平成 17 年度食品衛生監視指導計画（案）に対する意見募集」など、都民・事業者から意見募集を実施
消費生活調査員（200 名）へ食品表示の調査を依頼

「都民の声」窓口の設置により、都民からの要望等を随時受付

4 審議会等への都民参加と情報提供

各種審議会への都民参加と審議内容や議事録等に関するホームページ上での情報提供

「食品安全審議会」：食品安全推進計画の策定など食品の安全に関する審議

「食品安全情報評価委員会」：食品の安全に関する情報の科学的評価と評価結果の情報提供の方法等に関する検討

「消費生活対策審議会」消費生活条例に基づく品質等表示のあり方など、消費生活の安定と向上に関する審議

「都民の食の安全推進協議会」：生産情報提供プロジェクト全体の推進及び生産情報提供食品・事業者の登録等に関する協議

5 意見交換の実施

「食の安全都民フォーラム」

食品の安全・安心をテーマに、都からの説明や都民・事業者との意見交換を実施
（平成 16 年度 3 回実施）

「食品安全ネットフォーラム」

食品の安全・安心をテーマ（常設テーマと時節のテーマ）について、ネット上で関係者の意見交換を実施

「くらしのリスコミひろば」

商品・サービスの安全について、ネット上で関係者の意見交換を実施

「東京都中央卸売市場消費者事業委員会」

食品の安全・安心の確保等について、都民、事業者との意見交換を実施
（平成 16 年度 2 回実施）

都におけるリスクコミュニケーションの具体的事例
～ 事例 1：都内産農産物の残留農薬について ～

1 概要

平成 14 年 7 月 15 日から 18 日にかけて、都内で生産されたきゅうりの残留農薬検査を実施したところ、16 検体中 2 検体からディルドリン及びエンドリンが食品衛生法の基準を超えて検出した（7 月 25 日）。

【検出値】 ディルドリン 0.06ppm（基準値：0.02ppm 以下）
 エンドリン 0.02ppm、0.01ppm（基準値：検出してはならない）

2 リスク情報提供に当たったの検討

(1) 原因は明確か？

産業労働局が、当該きゅうりが生産された土壌及び他のきゅうりについてディルドリンの検査を実施したところ、土壌及び他のきゅうり 1 検体からディルドリンを検出。



ディルドリン及びエンドリンは、昭和 50 年に農薬としての登録が失効されているが、土壌残留性が高く、使用が中止となった現在でも、土壌から農作物に吸収される場合がある。特に、きゅうりなどのうり科植物は特異的に吸収する傾向がある。

(2) 健康への影響は把握されているか？

ディルドリン及びエンドリンについては、ADI（1 日摂取許容量）が明確となっている。

【ADI 値】 ディルドリン：体重 1 kg あたり 0.0001mg
 エンドリン：体重 1 kg あたり 0.0002mg

ADI 値から換算すると、体重 50 kg の人で、今回のきゅうりを 1 日 85 g（約 1 本）一生涯食べ続けても健康影響はないと考えられる。（国民栄養調査では、国民一人当たり 1 日 11.5 g のきゅうりを摂取）



ただちに、健康影響が発生するものではない

(3) 販売状況は把握されているか？

販売状況を確認したところ、全量が販売済みであった。なお、今回検査したきゅうりを採取した販売店以外での販売はなかった。

(4) 改善策は打出せるか？

検査結果が判明後、ただちに生産者団体へ連絡。生産者団体では、基準値を超えた生産者のきゅうりの出荷を自主的に停止。

生産者に対して、土壌の改良を指導するとともに、野菜類以外の農産物(花卉等)への転作等を指導。

都内の生産者団体へ協力を求め、きゅうりを作付を計画する生産者に対し、土壌の農薬検査を実施。

都内の生産者団体と協力し、都内全域の主要野菜類の畑の土壌と生産物について、残留農薬調査を実施。

3 リスク情報の提供

上記の概要、原因調査結果、健康影響の考察、販売状況及び改善策について、報道機関へ公表(7月30日)。



各報道機関において、改善策まで含め正しく情報が報道されたため、大きな混乱はなかった。

～ 事例 2 : 鶏肉とカンピロバクターについて ～

1 概要

- (1) カンピロバクター食中毒の増加
都内における発生件数が近年増加傾向にあり、平成 14 年及び 15 年には病原物質別発生件数で 2 位となっている。
- (2) 鶏肉の関与の疑い
都内で報告された事例（平成 15 年）の多くで鶏肉の関与が疑われている。
（生に近い状態での喫食や、鶏肉から菌が他の食材を汚染したと考えられる）
- (3) 発生原因施設
都内では、飲食店で発生した事例が多い。また、学校の調理実習等に関する事例が毎年報告されている。

2 食品とカンピロバクター（課題）

- (1) 鶏肉から高率に検出
鶏肉からの陽性率については、10%以下の報告例から 90%を超えるものまであり、定まった評価はないが、感度の高い検査法を試みた都の調査結果では、4 割から 6 割程度の鶏肉からカンピロバクターが検出されている。
- (2) 少量の菌で発症
他の食中毒細菌と異なり、非常に少量の菌（数百個程度）の摂取によって、発症する。
- (3) 生産段階での汚染
カンピロバクターは鶏の腸管内に生息しているが、生産段階で鶏肉への本菌の付着を防ぐ効果的な方法が提示されていない。



単なる注意喚起では、都民に必要以上の不安を与える可能性がある。
しかし、カンピロバクターの特性を理解し、鶏肉を食べる際に必要な注意を払うことにより、食中毒を予防することが可能である。
このため、都民の目線に立った、より具体的な情報を提供する必要がある。

2 リスク情報提供に当たっての検討（食品安全情報評価委員会での検討）

リスク情報の提供にあたり、食品安全情報評価委員会において、以下の事項について検討を実施

- (1) 日常生活に即した具体的な情報を提供できるか？
都民がカンピロバクターについて、正しい理解に基づく適切な対応をとることができるよう、視覚的な要素を重視した、分かりやすい具体的な情報提供を

実施するための基礎的な情報を収集。

適切な加熱調理方法

(料理としての価値を失わず、かつ安心して食べられる加熱条件の検討)

カンピロバクターは 60℃ では 1 分以内に 90%の菌が死滅するとされているが、この知見を家庭や飲食店で実際に用いることは困難。

菌の死滅する加熱条件を確認し、鶏肉がその温度になったときの色や状態を視覚的に把握

(肉団子、やきとり、バーベキュー、湯引き、電子レンジによる下ごしらえ等について基礎データを収集)



中心部まで肉の色が変化していることを確認すれば、ほぼ菌は死滅

軽く湯に通す程度の加熱では菌が残存

冷凍鶏肉をそのまま加熱する場合には、中心部まで火が通りにくいので、火加減や油の温度に注意が必要

調理器具・手指の洗浄方法(二次汚染の防止)

過去の様々な調査結果等を引用して、具体的な方法を検討



70~90℃ の湯を流しかけた場合の除菌効果が高い

台所用漂白剤による消毒効果も有効

手洗では、液体石けんの 2 度洗いにより菌数を 1000 分の 1 にできる

石けんを用いた手洗いに加え、アルコール及び逆性石けんで洗浄すると菌数を 1000 分の 1 にできる

(2) 情報を受ける側の疑問を解消するような情報提供ができるか？

科学的あるいは統計学的な基礎情報は、都民にとって親しみ難く、注目すべき情報として認識されにくい。



都民や事業者にとって親しみやすく、より深い理解を得られるように「カンピロバクター食中毒 Q & A」を作成

3 リスク情報の提供

上記の基礎情報や Q & A の内容を踏まえ、食品安全情報評価委員会からの報告を取りまとめ公表(タイトル: ~正しい理解でおいしく食べる~)

また、ホームページ、パンフレット、都の情報誌、講習会などの媒体を通じて広く情報の共有化を推進。

食品安全に関するリスクコミュニケーションの事例検討

～ 国が公表した「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」について～

【東京都食品安全情報評価委員会報告概要】

食品安全に関するリスクコミュニケーション手法については未だ確立したものはなく、国も自治体も試行錯誤で実施している状況である。

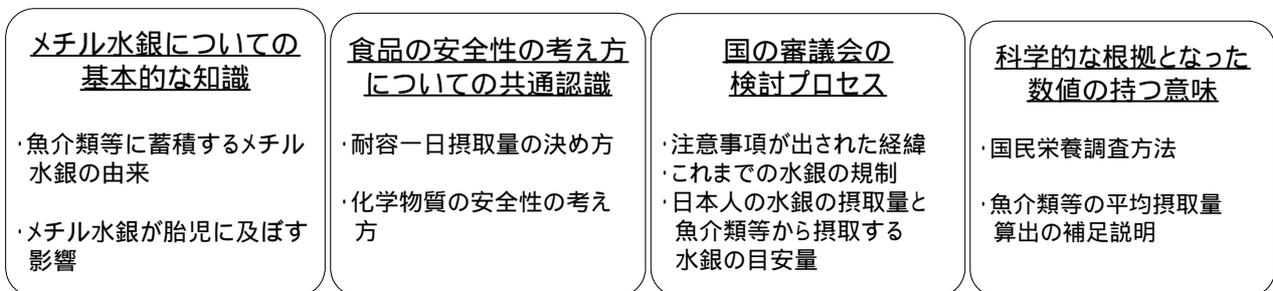
東京都食品安全情報評価委員会（以下「評価委員会」とする。）は、様々な食品安全に関わる課題を検討し、その結果を食品安全施策に反映させるとともに、その課題について都民とのより良いリスクコミュニケーションを行うための手法についても、助言する役割を担っている。

そのため評価委員会では、国が平成 15 年 6 月 3 日に公表した「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」（以下「注意事項」という。）について、食品安全に関するリスクコミュニケーションをより効果的に行うための検討課題として取り上げた。

本報告書は、今後、都が適切にリスクコミュニケーションを推進するために必要な、情報提供のあり方、検証の必要性など、「注意事項」の内容や影響等を分析・検討する過程で得られた知見を取りまとめたものである。

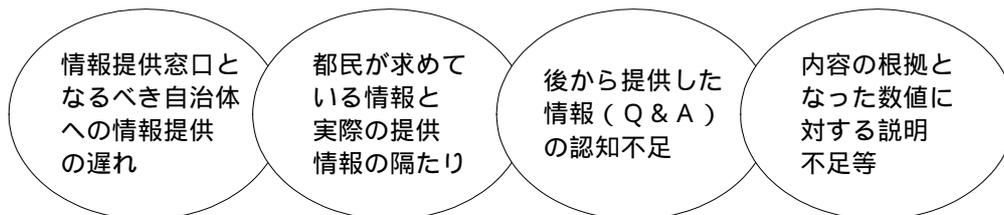
1 「注意事項」の理解に向けて

今回の「注意事項」の理解を深めるために、次の事項を整理し、検討の素材とした。



2 「注意事項」の効果・影響

都民や行政現場での反応、的確に情報が伝わるための課題を得るため、区市町村の母子保健担当者や都民のアンケート調査結果を基に分析したところ、以下のことが明らかになった。



市場影響については、消費者が購入を控えた結果なのか否かとは別に、報道等が引き金となって問題となりそうな食品について一部の流通業者があらかじめ店頭から撤去してしまうなど、予想される販売リスクへの過剰な反応が見られたことも一因と考えられた。

3 食品に関するリスクコミュニケーションの国外事例の調査・研究

今回、調査対象とした6ヶ国では、国によって異なる部分はあるが、ほとんどの国がリスクコミュニケーション担当組織を編成していた。また、カナダとオーストラリアでは、リスク情報等の発信の際にはその内容から影響を受ける利害関係者を事前に分析し、情報発信後に混乱を生じることなく理解してもらうための戦略を十分に検討し、消費者、産業界、マスメディア等への情報発信及びその反応に至るまでの対応を考えてから、リスク情報等を公表するなどの方策を講じていた（次図参照）。

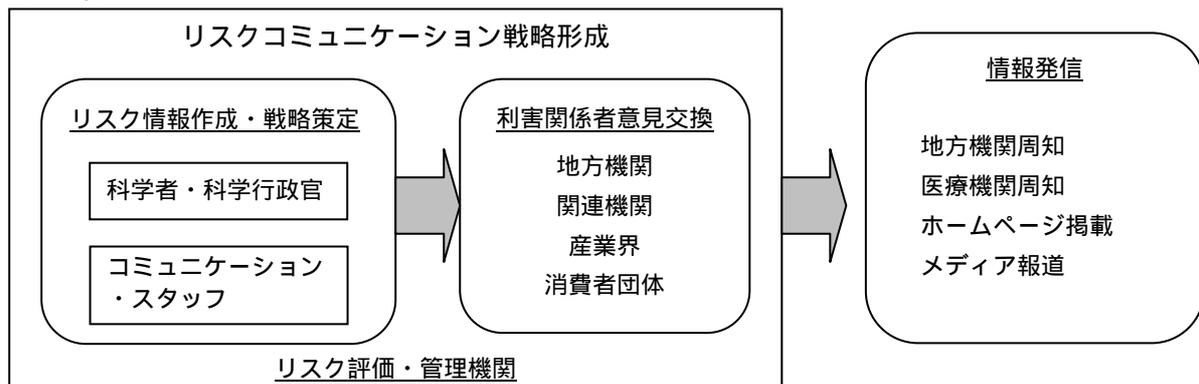


図 リスクコミュニケーション戦略形成と情報伝達プロセス

4 本事例を通じて得られた都のリスクコミュニケーションのあり方

都は食品の安全確保を推進していくためには、「リスク情報の積極的な提供によりリスク情報を社会全体で共有することがリスク制御の前提である。」というリスクコミュニケーションの考え方を常に念頭に置いて実施していく必要がある。

その際、公表に際して相応の準備が可能と思われる今回のような事例においては、次の点に考慮した適切なリスクコミュニケーションを実施すべきである。

日常生活に活かせる意義情報の重視

都民により身近な自治体として、科学的事実の「形式情報」を提供するだけでなく、都民の日常生活との関わりまで踏み込んで、リスクがどのように生活に関係してくるかという「意義情報」を、個人の食生活やライフスタイルについても考慮しながら分かりやすく提供すべきである。

対象ごとの対応や配慮

消費者向けのメッセージの他に、直接消費者と対応する行政担当者のために必要な情報、流通関係者向けの情報など、対象者別に情報提供していくことが必要であったと考えられる。また、今回のような理解しにくい内容を含む事例の場合には、消費者等の相談窓口での対応などの様々な情報伝達手段を準備した上で、報道機関へ発表するなどの配慮が必要と考える。

情報提供の効果を検証

マスメディアによる報道内容の分析、都民や事業者への情報の伝わり方について評価を行い、都民にどのように伝わったか、理解されたか等を把握し、必要に応じて追加情報の提供や提供情報の見直しを検討するなど、フォローアップ的な対応が必要である。

国が公表した「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」

平成15年6月3日

水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
乳肉水産食品・毒性合同部会

多くの魚介類等が微量の水銀を含有しているが、一般に低レベルで人の健康に危害を及ぼすレベルではない。魚介類等は、良質なたんぱく質を多く含み、飽和脂肪酸が少なく、不飽和脂肪酸が多く含まれ、また、微量栄養素の摂取源である等、重要な食材である。

しかし、一部の魚介類等では食物連鎖により蓄積することにより、人の健康、特に胎児に影響を及ぼす恐れがある高いレベルの水銀を含有している。

このため、妊娠している方又はその可能性のある方については、魚介類等の摂食について、次のことに注意することが望ましい。

これまで収集されたデータから、バンドウイルカについては、1回60～80gとして2ヶ月に1回以下、ツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ及びサメ（筋肉）については、1回60～80gとして週に1回以下にすることが望ましい。

また、メカジキ、キンメダイについては、1回60～80gとして週に2回以下にすることが望ましい。

なお、妊娠している方等を除く方々はすべての魚種等について、妊娠している方等にあっても上記の魚種等を除き、現段階では水銀による健康への悪影響が一般に懸念されるようなデータはない。魚介類等は一般に人の健康に有益であり、本日の注意事項が魚介類等の摂食の減少につながらないように正確に理解されることを期待したい。

今後とも、魚介類等の中の水銀濃度及び摂取状況等を把握するとともに、胎児への影響に関する研究等を行い、その結果を踏まえ、今回の摂食に係る注意事項の内容を見直すものとする。